

令和8年度 奈良市会計年度任用職員 教育支援課
(校内サポートルーム巡回支援員)

応募締切:令和8年3月19日(木)

1. 募集内容等

採用予定人数	1名
職務内容	<p>「校内サポートルーム事業」は、不登校やその傾向にある児童生徒に対し、学校内において安心できる居場所を確保し、学級復帰や社会的自立を支援するものです。巡回支援員は、各校のサポートルームが円滑に運営されるよう各校を巡回しながら支援・助言を行い生徒の成長を間接的にサポートします。</p> <p>【校内サポートルーム巡回支援員Ⅰ、Ⅱ共通】</p> <p>○具体的な業務内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・校内サポートルームの運営を巡回しながら支援・指導 <ul style="list-style-type: none"> ・校内サポートルーム支援員への実務指導、助言、および活動に関する相談対応 ・設置校に対する運営体制の整備・充実に向けた助言・支援 ・研修・啓発活動の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・支援員や教職員を対象とした研修会の企画、立案、および実施 ・保護者支援や保護者支援の行事に係る補助 ・個別ケースへの対応と連携 <ul style="list-style-type: none"> ・不登校傾向にある児童生徒に関する個別ケース会議への参加および経過記録 ・福祉・医療等の関係機関との支援に係る協議・連絡調整 ・組織内での情報共有と事務 <ul style="list-style-type: none"> ・教育委員会内(課内)の不登校支援関連会議への出席、報告、および記録作成 ・その他、本事業の運営に付随する事務・窓口対応 <p>○校内サポートルーム巡回支援員Ⅱ(学校管理職経験者) 管理職経験者として学校運営の視点からの助言や支援</p> <p>○校内サポートルーム巡回支援員Ⅰ(教諭経験者) 教諭経験者としての視点からの助言や支援</p>
募集要件	<p>【校内サポートルーム巡回支援員Ⅰ・Ⅱ共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○不登校および不登校傾向にある児童生徒に理解がある方 ○文部科学省が掲げる「校内教育支援センター」(本市における「校内サポートルーム」)の趣旨を理解しその方針に沿った活動ができる方 ○各校の学校運営に係る支援等に柔軟に対応でき連携・協力ができる方 ○不登校支援に係る業務に主体性をもって取り組める方 ○学校での教員の実務経験があり、教育委員会や学校運営に理解がある方 ○不登校支援への理解があり、研修の企画・立案等に意欲を持ち取り組める方

	【校内サポートルーム巡回支援員Ⅱのみ】 小学校・中学校・高等学校のいずれかで管理職経験があること
受験資格	○教育職員免許状を有する方(中学校が望ましい) ○普通自動車運転免許を有する方(実際に運転ができる方(AT限定可)) ○資料作成等においてパソコン(Word・Excel・Google Chrome等)を用いて、資料等の作成ができる方 ○年齢不問
<p>※地方公務員法第16条に規定する下記の欠格条項に該当する方は応募できません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 ・奈良市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者 ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者 	

2. 勤務条件等

任用期間	令和8年4月1日～令和9年3月31日(予定)
勤務地	奈良市教育センター(三条本町13番1号) はぐくみセンター 7階 教育支援課
給与	校内サポートルーム巡回支援員Ⅱ 月額 216,375円 校内サポートルーム巡回支援員Ⅰ 月額 209,100円 ※期末勤勉手当の支給有。ただし、在職期間に応じて、支給率は変動します。 ※片道2km以上の場合、通勤手当相当分の支給対象。ただし、上限・要件あり。 ※条例改正により、上記の給料単価に改正が生じる場合があります。 ※年度途中の条例改正等により、任用開始日に遡及して給与に増減が生じる場合があります。
勤務時間	午前8時30分～午後5時15分(休憩1時間)
休日	土曜日、日曜日及び月曜日から金曜日のうち所属長が指定する日並びに祝日及び年末年始 ※正規職員の勤務時間の3/4での勤務(令和8年度は年間180日の勤務)となるため、調整休が存在します。 ※土日祝に行事がある場合は、勤務を命ずる場合があります。
休暇	年次有給休暇他
職務	地方公務員法の服務に関する規定が適用となります。
条件付採用	地方公務員法第22条及び第22条の2第7項の規定に基づき、採用は全て条件付のものとし、採用後1か月間を良好な成績で勤務した時に会計年度任用職員として正式採用となります。
社会保険	奈良県市町村職員共済組合(健康保険)、厚生年金、雇用保険の適用があります。

	す。
災害補償	公務上の災害又は勤務による災害についての補償制度があります。
その他	受動喫煙防止対策として原則敷地内を禁煙としています。
特記事項	<p>・本業務へ従事するに当たっては、令和8年 12 月 25 日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和6年法律第 69 号。以下「こども性暴力防止法」といいます。)に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。</p> <p>・特定性犯罪の前科がある場合(特定性犯罪事実該当者の場合)は、こども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。</p> <p>・このため、予め、採用選考過程において、誓約書や履歴書等により、特定性犯罪の前科の有無を確認いたします。</p> <p>※「特定性犯罪」、「特定性犯罪事実該当者」の内容は別紙参照条文をご参照ください。</p>

3. 申込み方法等

試験の方法	<p>(1) 書類選考 提出書類</p> <p>① 免許状又は資格証等の写し(教員免許更新をした場合は「更新講習修了確認証明書」の写し、免許状更新講習免除対象者の場合は「免除証明書」の写し)</p> <p>② 奈良市会計年度任用職員応募申込書兼履歴書(エントリーフォーム入力)</p> <p>(2) 面接試験</p> <p>※免許状又は資格証については、面接の際、原本確認を行いますので、原本をご持参ください。</p>
面接日時	随時
申込方法	<p>以下のWeb申込フォームから必要事項を入力の上、お申し込みください。</p> <p>(Web申込フォーム) https://logoform.jp/form/p6et/1462774</p>  <p>※エントリーフォーム内に「免許状又は資格証の写し」を添付いただく必要があります。</p>
採用予定日	令和8年4月1日(予定)

問合せ・申込先

<住所>〒630-8122 奈良市三条本町13番1号 奈良市教育センター

<担当課>教育支援課

<電話番号>0742-36-0401

<受付時間>土日及び祝日を除く 午前9時～午後5時

※ 申込書類は受付後返却しません。

※ 申込書に記載された個人情報、登録、任用に関する事務及び任用後の人事管理に関する事務以外の目的には使用しません。

※ 任用となった場合、申込書に添付いただいた顔写真データを職員録(人材管理システム)に登録し、庁内で共有いたします(人材管理システムとは、奈良市役所内部の職員管理を担うシステムであり、原則、市民等外部に公開されるものではありません)。

※ 給与については、奈良市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の改正により、改定する可能性があります。

※ 今後の予算に係る議決状況により、当該募集が取り消されることや任用されないことがあります。

【別紙】(参照条文)

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和6年法律第69号)(抄)

(定義)

第二条(略)

7 この法律において「特定性犯罪」とは、次に掲げる罪をいう。

一 刑法(明治四十年法律第四十五号)第七十六条、第七十七条、第七十九条から第八十二条まで、第二百四十一条第一項若しくは第三項又は第二百四十三条(同項の罪に係る部分に限る。)の罪

二 盗犯等の防止及び処分に関する法律(昭和五年法律第九号)第四条の罪(刑法第二百四十一条第一項の罪を犯す行為に係るものに限る。)

三 児童福祉法第六十条第一項の罪

四 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律(平成十一年法律第五十二号)第四条から第八条までの罪

五 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律(令和五年法律第六十七号)第二条から第六条までの罪

六 都道府県の条例で定める罪であって、次のイからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものとして政令で定めるもの

イ みだりに人の身体の一部に接触する行為

ロ 正当な理由がなくて、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し、若しくは写真機その他の機器(以下このロにおいて「写真機等」という。)を用いて撮影し、又は当該下着若しくは身体を撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置する行為

ハ みだりに卑わいな言動をする行為(イ又はロに掲げるものを除く。)

ニ 児童と性交し、又は児童に対しわいせつな行為をする行為

8 この法律において「特定性犯罪事実該当者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者(その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者(当該執行猶予の言渡しが取り消された者を除く。次号において「執行猶予者」という。)を除く。)であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二十年を経過しないもの

二 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶予者であって、当該裁判が確定した日から起算して十年を経過しないもの

三 特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して十年を経過しないもの